3	7番　内村　博法　議員 ①　本町の発注管理体制について 公務員が関与する官製談合防止法違反などの不祥事が他自治体において頻発しています。県内においては波佐見町で平成２９年１２月と令和２年９月に２度の官製談合防止法違反事件が発生し、職員の逮捕者が出ております。このような不祥事を防止するためには発注管理体制の強化が必要と考えます。また発注管理には発注後の品質や納期の確保、取引先への支払い業務などが含まれるが、各業務の適正な執行が求められます。そこで本町の発注管理体制について次のとおり質問致します。 （１）官製談合を防止するための発注管理体制はどのようになっているか。 （２）最近、公募型プロポーザル方式による随意契約が導入されている。総合評価方式と同じく提案内容を重視して選定することになるが、総合評価方式と比較しプロポーザル方式のメリットはなにか。 （３）発注前後における取引先の経営状況のチェックはどのように行っているか。また、発注後において取引先の資金が不足した場合、長与町建設工事標準請負契約書第５条によると「受注者の請負代金債権を第三者に譲渡することを発注者は承諾しなければならない」としているが、債権譲渡はどのような場合に認められるのか。 （４）取引先が倒産した場合の対応マニュアルは整備されているか。 （５）品質や納期の確保はどのように管理しているか。 （６）町の規則によると、請負工事の代金支払いは支払遅延を防止するために請負者の完成払請求書により４０日以内に支払うことになっているが、工事以外の物品などの代金の支払いはどのようになっているか。 ②　行政改革について 令和３年度から第５次長与町行政改革大綱及び実施計画に基づいた行政改革が実施されております。限られた財源の中で町民の多種多様なニーズに応え、サービスの向上を図って行くためには効率的で投資効果の高い行政運営が不可欠であります。そのためには不断の行政改革を行っていく必要があります。そこで、次の点について質問致します。 （１）今後の社会保障費や図書館建設等の公共施設の更新費用などの増大により、財政状況の悪化が非常に懸念される。行政改革については今後、徹底した財政状況の改善や事業の優先順位の見直しが必要と思うが、町長はどのように考えているか。 （２）第５次行政改革実施計画の次の項目について、今後の具体的な施策はどのように考えているか。 （イ）地球温暖化防止活動の推進。 （ロ）大学連携による協働のまちづくりの推進。 （ハ）財政的弾力性を高めるための経常的経費の見直し・節減。 （ニ）組織編制の見直し。